

令和7年度 中学校・高等学校 体育担当者研修講座 WORK BOOK

有識者会議論点整理（令和6年9月18日）を
踏まえた保健体育指導と学習評価の在り方

安全管理と事故防止

日時：令和7年5月14日（水）9:30～

場所：県総合教育センター

学校名

氏名

もくじ

プロローグ P4

ワークの構成など P10

内容	WORK ページ	HINT ページ	+α ページ
論点整理について	P5	P6 (ANSWER)	P7,8
教科保健体育の目標	P12	P13,14	P15
主体的・対話的で深い学び	P18	P19	P20,21
主体的に学習に取り組む態度の 評価	P24	P25	P26～28
評価の違い	P32	P33	P34～36
令和の日本型学校教育に向けて	P40	P41	-

アクションプラン作成 P43

安全管理と事故防止	P46,47, 51	P48	P49,50, 52
-----------	---------------	-----	---------------

プロローグ

現行の学習指導要領は、中学校は平成29年、高等学校は平成30年と、今から6～7年前に告示されました。

現在、国は次期学習指導要領改訂にむけて動いています。

具体的には、教育課程の改善の検討を行っていく際の基礎的な資料として、有識者検討会が令和6年9月18日に「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」（以下、単に「論点整理」という。）を公開しました。

今日は、この論点整理を踏まえ、現行の学習指導要領について、復習をしていきたいと思います。



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会
論点整理 令和6年9月18日
https://www.mext.go.jp/content/20241003-mxt_kyoiku01-000038070.pdf





WORK 1

○×クイズ

「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理（令和6年9月18日）」の内容を参考にした以下の○×クイズにお答えください。

問題1

知識の概念としての理解や、自分の考えや根拠等を説明するといった「思考力，判断力，表現力等」の育成には課題はなく、十分な達成が為されている。○か×か？

答

問題2

「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」の3つの柱で資質・能力を整理したことは、これからの社会像や現状の課題を踏まえると、再整理が必要である。○か×か？

答

問題3

「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「主体性」の意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出の頻度等の「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある。○か×か？

答



WORK 1 ANSWER

○×クイズ

「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理（令和6年9月18日）」の内容を参考にした以下の○×クイズにお答えください。

問題1

知識の概念としての理解や、自分の考えや根拠等を説明するといった「思考力，判断力，表現力等」の育成には課題はなく、十分な達成が為されている。○か×か？

答

×

問題2

「知識及び技能」「思考力，判断力，表現力等」「学びに向かう力，人間性等」の3つの柱で資質・能力を整理したことは、これからの社会像や現状の課題を踏まえると、再整理が必要である。○か×か？

答

×

問題3

「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「主体性」の意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出の頻度等の「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある。○か×か？

答

○



WORK 1 +α

以下の論点整理の抜粋は、文部科学省主催の中学校・高等学校各教科等教育課程研究協議会（令和6年11月22日/国立オリンピック記念青少年総合センター）で、国の調査官の行政説明の中で抜粋紹介されたものです。

本日の研修では、この抜粋を足掛かりに進めていきますが、ご興味がある方は、是非、論点整理の本文を読んでみてください。

1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況

（2）現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況

- 知識の概念としての理解や、自分の考えや根拠等を説明するといった「思考力、判断力、表現力等」の育成には課題も見られる。

2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

（1）学習指導要領における資質・能力の枠組み

- 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で資質・能力を整理したことは、これからの社会像や現状の課題を踏まえても基本的に妥当。

（3）学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方

- 育成すべき資質・能力を十分に意識しない実践が行われることにより、ICT等のツールが先に述べたような（補足：先に述べたようなとは多様な子供たちを包摂する実践が進むとともに、多様な教材の活用や思考過程の可視化など）役割を果たすことなく、「深い学び」に繋がっていない例も見られることに留意する必要。

3. 各教科等の目標・内容、方法、評価

（1）資質・能力の育成に向けた効果的な目標・内容の構成方法

- 各教科等における目標・内容を中核的な概念や方略を中心にして分かりやすく一層構造化することについて、その意義や具体的方法を検討すべき。その際、理解すべき「概念」をイメージしやすい教科等と習得すべき「方略」をイメージしやすい教科等との特性の違いに留意して検討する必要。

（2）学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応

- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「主体性」の意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出の頻度等の「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある。



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会
論点整理 令和6年9月18日
https://www.mext.go.jp/content/20241003-mxt_kyoiku01-000038070.pdf





「知識の概念」や、「方略」とは、次のように理解することができます。

概念：concepts（コンセプト）

方略：processes（プロセス）

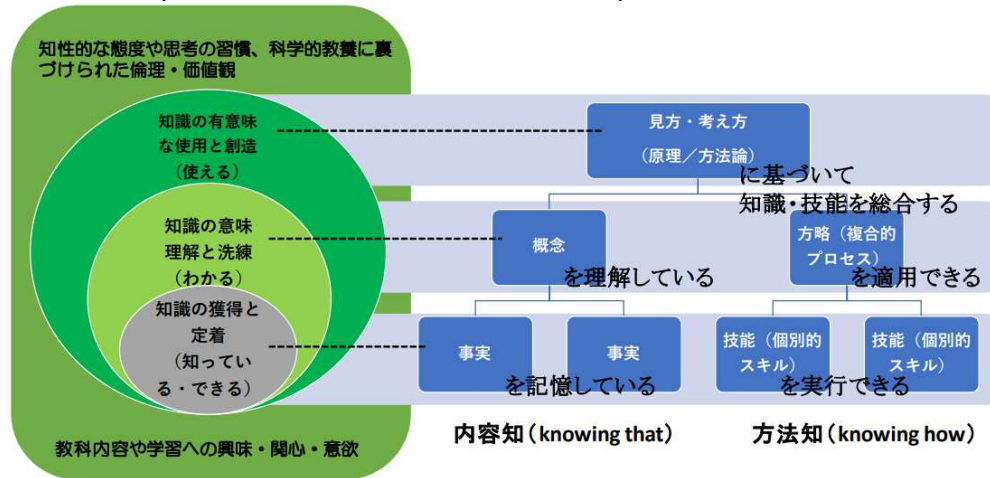


図1. 学力・学習の質的レベルと「知の構造」（出典：石井英真『授業づくりの深め方』ミネルヴァ書房、2020年。）

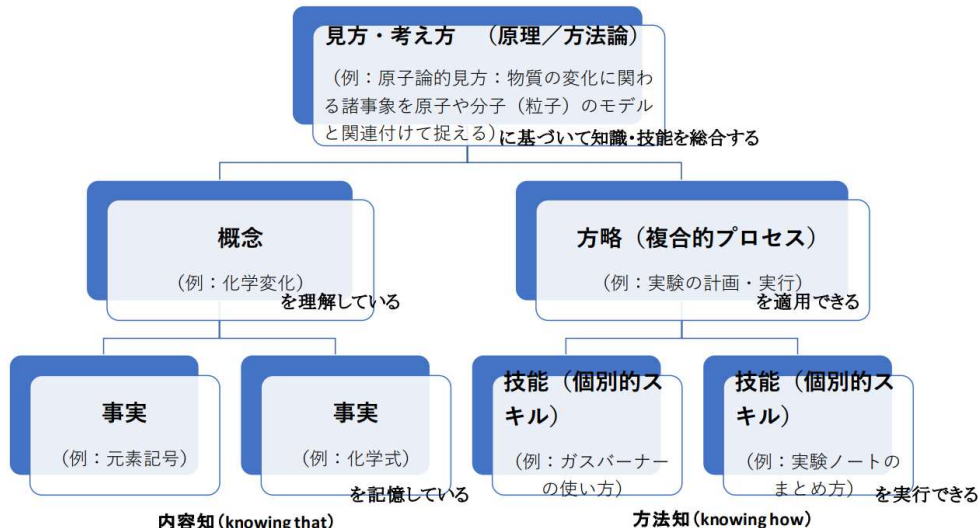


図2. 「知の構造」を用いた教科内容の構造化（出典：西岡加名恵・石井英真・川地亜弥子・北原琢也2013『教職実践演習ワークブック』（ミネルヴァ書房）の西岡作成の図に筆者が加筆・修正した。）

<石井英真氏（京都大学）は、以下のようにも述べています（抜粋）>

- ・ドリブルやシュートの練習（ドリル）がうまいからといってバスケットの試合（ゲーム）で上手にプレイできるとは限らない。ゲームで活躍できるかどうかは、刻々と変化する試合の流れ（本物の状況）の中でチャンスをもものにできるかどうかにかかっており、そうした感覚や能力は実際にゲームする中で可視化され、育てられていく。ところが、従来の学校において、子どもたちはドリルばかりして、ゲーム（学校外や将来の生活で遭遇する本物の活動・学校の出口の先）を知らずに学校を去ることになってしまっている。教科の一番おいしいプロセスを子どもたちにゆだねる「教科する（do a subject）」授業へ（質が高くてかつ、深く重い学び）。
- ・「学問のにおい、ホンモノのにおいのする授業」（子どもたちの目を学問の世界や現実の世の中へと開かせていく）、そうした人間的成長にもつながる人間臭くて質の高い学びをすべての子どもたちに保障したい。



文部科学省HP

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会（第12回）配付資料 【資料2】 石井英真氏（京都大学）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/184/siryo/mext_00013.html



このパートの目標

自校の実態に即して、明日からの授業改善につながる、アクションプランをたてる。

このパートのルール

「何ならできるか」を考える。

自己紹介

講師紹介

岡山県 教育庁 保健体育課 指導主事（主任） 丹治和博

1987年7月5日生まれ かに座

専門競技 陸上競技（短距離）

勤務歴 民間企業（営業）→倉敷市立玉島高校→御津高校→笠岡商業高校→倉敷市立玉島高校→おかやまマラソン実行委員会事務局→現在（2年目）

このWORKの構成

- ①各コンテンツごとに、まとまりのある内容を考えていきます。

contents 1

「今占断の...」では、様々な社会的な問題がある中で、「現

- ②各コンテンツに関連のあるワークを実施します。



WORK 1

ワーク1

- ③各ワークには必ずヒントが付いています。（カンニング大いに結構！）



WORK 2 Hint

ワーク2 ヒント

- ④各ワークが早く終わった方は、+αに進みましょう。



WORK 2 +α

「生涯にわたって心身の健康を保持増進」豊かなスポーツライフを継続する

- ⑤根拠や出典は「参考」マークを参照。是非、原文に触れてください。



論点整理の中では、様々な社会的な課題がある中で、「現行の学習指導要領改訂時に2030年頃の未来として描いた社会像が想像以上の速さで現実化」している、と述べられています。

そのような変化の激しい社会の中においても、現行の学習指導要領のコンセプトについては、概ね妥当とされています。

ただし、知識や思考力、判断力、表現力等の育成には課題も見られるとされています。

まずは、現行の学習指導要領のコンセプトの中でも、特に育成すべき資質・能力について復習してみましょう。



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会
論点整理 令和6年9月18日
https://www.mext.go.jp/content/20241003-mxt_kyoiku01-000038070.pdf





WORK 2

保護者懇談で、「保健体育の授業は何を教える教科ですか？」と聞かれました。
あなたなら、どのように返答しますか？

ヒント：ワークブックP13、14



THINK ABOUT THIS

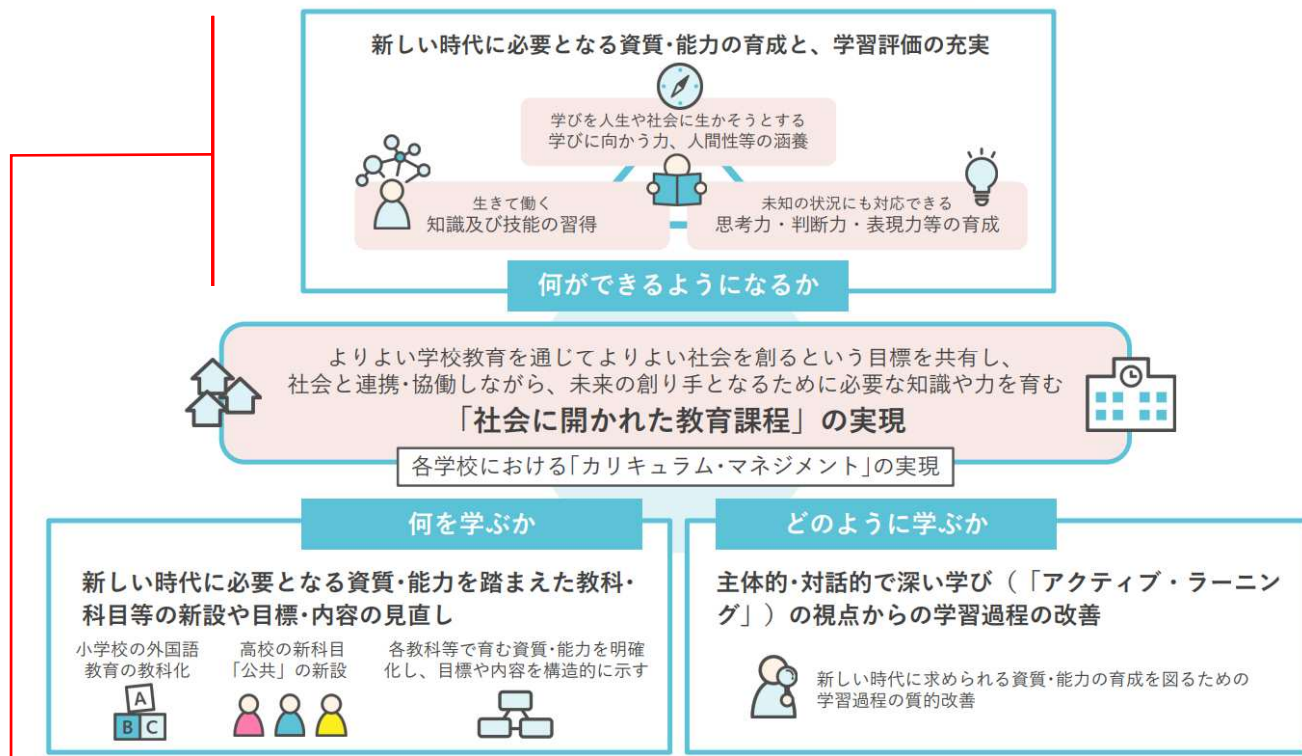
1. これからの社会像とこれまでの学習指導要領の趣旨の実現状況
- (2) 現行学習指導要領の目指したものとその趣旨の実現状況
 - 知識の概念としての理解や、自分の考えや根拠等を説明するといった「思考力、判断力、表現力等」の育成には課題も見られる。



WORK 2 Hint

中学校学習指導要領（平成29年告示）及び、高等学校学習指導要領（平成30年告示）では以下の資質・能力の育成を目指しています。

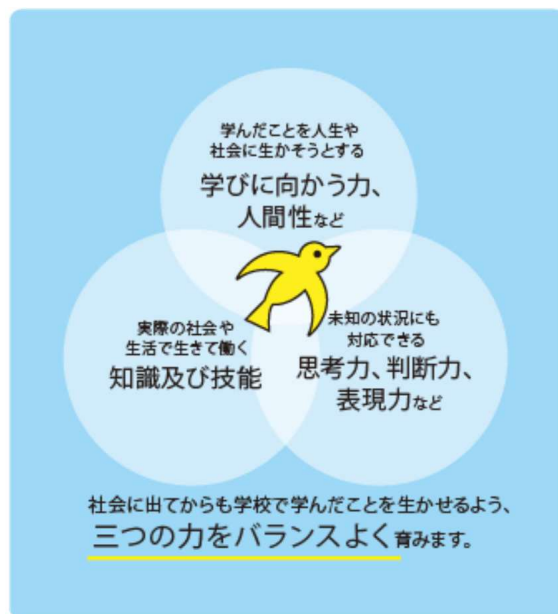
現行の学習指導要領が目指していること



文部科学省

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
（令和6年12月25日中央教育審議会諮問）

https://www.mext.go.jp/content/20250327-mxt_kyoiku01-000039494_2.pdf



文部科学省 HP

「子供の未来を支える皆さまと共有したい学習指導要領 生きる力 学びの、その先へ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm





WORK 2 Hint

中学校学習指導要領（平成29年告示）及び、高等学校学習指導要領（平成30年告示）の教科 保健体育の目標に、育成を目指しているものが記載されています。

中学校 教科 保健体育の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

高等学校 教科 保健体育の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。



中学校指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_008.pdf



高等学校指導要領（平成30年告示）解説 保健体育 体育編
https://www.mext.go.jp/content/20250213-mxt_kyoiku01-100002620_2.pdf





WORK 2 +α

「生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質能力」とは、どのような能力でしょうか。学習指導要領解説には以下のように書かれています。

中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編 P27

生涯にわたって心身の健康を保持増進しとは、保健を通して培う包括的な目標を示したものである。現在及び将来の生活において、自他の健康に関心をもち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復を目指して的確に思考、判断し、それらを表現することができるような資質・能力を育成することを目指している。（中略）

生涯にわたって**豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力**とは、体育を通して培う包括的な目標を示したものである。この資質・能力とは、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、その楽しさや喜びを味わおうとする自主的な態度、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲や健康・安全への態度、運動を合理的に実践するための運動の技能や知識、それらを活用するなどの思考力、判断力、表現力等を指している（中略）

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編体育編 P23

生涯にわたって心身の健康を保持増進しとは、保健を通して培う包括的な目標を示したものである。現在及び将来の生活において、自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもち、その大切さについての認識を深めるとともに、健康に関する課題に対して保健の知識及び技能等を習得、活用して、自他の健康の保持増進や回復、それを支える環境づくりを目指して的確に思考、判断し、それらを表現することができるような資質・能力を育成することを目指している。（中略）

生涯にわたって**豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力**とは、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、その楽しさや喜びを深く味わおうとすることに主体的に取り組む資質・能力を示している。これは、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどへの意欲や健康・安全への態度、運動を合理的、計画的に実践するための運動の知識や技能、それらを運動実践に応用したり活用したりするなどの思考力、判断力、表現力等をバランスよく育むことで、その基盤が培われるものである。（中略）



高等学校指導要領（平成30年告示）解説 保健体育 体育編
https://www.mext.go.jp/content/20250213-mxt_kyoiku01-100002620_2.pdf

中学校指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_008.pdf



チェックポイント 1

ココまでで、「なるほどな!」「明日の授業で改善してみよう!」と思った事を以下に記入してみましょう。

1
2
3

contents 1 では、教科 保健体育で、育成すべき資質・能力について復習しました。

論点整理の中では、育成すべき資質・能力を十分に意識しない実践が行われることにより、ICT等のツールを使用しても、「深い学び」に繋がっていない点に留意する必要があると述べられています。

ここで、教師の授業改善の視点である、主体的・対話的で深い学びについて復習してみましょう。



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会
論点整理 令和6年9月18日
https://www.mext.go.jp/content/20241003-mxt_kyoiku01-000038070.pdf





WORK 3

主体的・対話的で深い学びの視点で授業改善を行う際、まずは、主体的・対話的な授業改善を促し、深い学びへと進んでいくことが大切です。

主体的・対話的で深い学びの授業改善について、良かった事例と、その時の生徒の姿を上げましょう。

ヒント：ワークブックP19

主体的・対話的で深い学びの視点の授業改善	その時の生徒の姿
1	1
2	2
3	3
4	4



2. これからの社会像や現状の課題を踏まえた資質・能力

(3) 学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びの在り方

○育成すべき資質・能力を十分に意識しない実践が行われることにより、ICT等のツールが先に述べたような（補足：先に述べたようなとは多様な子供たちを包摂する実践が進むとともに、多様な教材の活用や思考過程の可視化など）役割を果たすことなく、「深い学び」に繋がっていない例も見られることに留意する必要。



WORK 3 Hint

国立教育政策研究所は、以下のように主体的・対話的で深い学びについて説明をしています。

	授業改善に向けた『学習者』の視点	授業改善に向けた『授業者』の視点
主体的な学び	● 学ぶことに興味や関心を持つ ● 自己のキャリア形成の方向性と関連付ける ● 見通しをもつ ● 粘り強く取り組む ● 自己の学習活動を振り返って次につなげる 	● 既習事項を振り返る ● 具体物を提示して引きつける ● 子供が明らかにしたくなる学習課題を設定する ● 子供が自らめあてをつかむようにする ● 学習課題を解決する方向性について見通しを持たせる ● 子供が自分の考えを持つようにする ● 子供の思考を見守る ● 子供の思考に即して授業展開を考える ● 子供の考えを生かしてまとめる ● その日の学びを振り返る ● 新たな学びに目を向けさせる
対話的な学び	● 子供同士の協働を通じ、自己の考えを広げ深める ● 教職員との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 地域の人との対話を通じ、自己の考えを広げ深める ● 先哲の考え方を手掛かりに考える	● 思考を交流させる ● 交流を通じて思考を広げる ● 協働して問題解決する ● 板書や発問で教師が子供の学びを引き出す
深い学び	● 各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる ● 知識を相互に関連付けてより深く理解する ● 情報を精査して考えを形成する ● 問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう	● 資質・能力を焦点化する（つきたい力を明確にする） ● 単元や各授業の目標を把握する ● ねらいを達成した子供の姿を具体化する ● 教材の価値を把握する ● 単元及び各時間の計画を立てる ● 目標の達成状況を評価する



文部科学省 国立教育政策研究所

主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について

https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r02/r020603-01.pdf





WORK 3 +α

国は、主体的・対話的で深い学びは、単元などを通して実現することが大切であると述べています。

主体的・対話的で深い学びは単元などを通して実現

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。すなわち、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他ならない。主体的・対話的で深い学びの実現は、バランスある資質・能力の実現につながり、さらには生きる力を育むものとなる。



文部科学省 国立教育政策研究所
主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善の視点について
https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/pdf_seika/r02/r020603-01.pdf





WORK 3 +α

保健体育の見方・考え方とは、以下のように説明できます。

中学校指導要領（平成29年告示）解説 保健体育 P25

高等学校指導要領（平成30年告示）解説 保健体育 体育編 P22

体育や保健の見方・考え方を働かせとは、体育の見方・考え方については、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」、保健の見方・考え方については、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」であると考えられる。

チェックポイント 2

ココまでで、「なるほどな!」「明日の授業で改善してみよう!」と思った事を以下に記入してみましょう。

1
2
3

Contents 2では、主体的・対話的で深い学びによる授業改善について復習しました。

また、+αとして、主体的・対話的で深い学びについては、単元などを通して実現することを学びました。

授業を行ったら、評価を行う必要があります。

論点整理では、評価のうち、「主体的に学習に取り組む態度の観点については、「主体性の」意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出等の「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある、との指摘がありました。

ここで、「主体的に学習に取り組む態度」に関する評価について、考えてみましょう。



今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会
論点整理 令和6年9月18日
https://www.mext.go.jp/content/20241003-mxt_kyoiku01-000038070.pdf



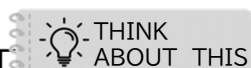


WORK 4

「主体的に学習に取り組む態度」の観点について、どのように評価しているか、書き出してみよう。

ヒント：ワークブックP25

評価の項目 (指導事項)	具体的な生徒の姿 (評価Bのイメージ)



3. 各教科等の目標・内容、方法、評価

(2) 学習評価の現状と育成すべき資質・能力を踏まえた今後の対応

- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「主体性」の意味が具体的に整理されていないこともあり、依然としてノート提出の頻度等の「勤勉さ」の評価に留まっている学校もある。



WORK 4 Hint

各段階の「学びに向かう力、人間性等」の主な表記は、次のようになっています。

高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編 体育編 P40 各段階で示した「学びに向かう力、人間性等」の主な表記

指導事項	中学校 1年・2年	中学校 3年・高校入学年次	高校その次の年次以降
ア 共通事項	積極的に取り組もうとする	自主的に取り組もうとする	主体的に取り組もうとする
イ 公正	勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとする	勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする	
	フェアなプレイを守ろうとする	フェアなプレイを大切にしようとする	
	相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとする	相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとする	
ウ 協力・責任	よい演技を認めようとする	よい演技を讃えようとする	
	仲間の学習を援助しようとする	互いに助け合い教え合おうとする	互いに助け合い高め合おうとする
	分担した役割を果たそうとする	自己の責任を果たそうとする	役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとする
エ 参画・共生	話合いに参加しようとする	話合いに貢献しようとする	合意形成に貢献しようとする
	一人一人の違いを認めようとする	一人一人の違いを大切にしようとする	
オ 健康・安全	健康・安全に気を配る	健康・安全を確保する	

【参考】「学びに向かう力、人間性等」における「ア 共通事項」の違い

積極的	各領域の学習に進んで取り組めるようにすること
自主的	各領域に自ら進んで取り組めるようにすること
主体的	（参考）各領域の意義を理解しながら課題をもって自ら進んで取り組めるようにすること

※「積極的」「自主的」は中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 保健体育編P39、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編体育編P37による。
「主体的」については、令和7年4月10日現在、国の示す具体的な根拠はないが、スポーツ庁政策課教科調査課官に確認の上、県教育庁保健体育課が作成。



WORK 4 +α

単元の目標は、

◇体育では、学習指導要領解説の＜例示＞の文末を変換するなどして作成する。

◇保健では、知識については、解説の「～理解できるようにする」と記載してある部分の文末を変換するなどして、技能については、解説の「～できるようにする」と記載してある部分の語尾を変換するなどして、思考・判断・表現については、解説の「3 内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関する記載を基に、主体的に学習に取り組む態度については、「内容のまとめりととの評価規準」を基に、それぞれ作成する。

参考

中学校

2. 学習評価の進め方（体育分野）

指導と評価の計画の作成までの手順

手順3：内容のまとめりにおける全ての「単元の評価規準」を作成する。
(解説の＜例示＞の文末を変換)

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
○知識 - 球技には、集団対集団、個人対個人で攻防を展開し、勝敗を競う楽しさや喜びを味わえる特性があることについて、言ったり書き出したりしている。 - 学校で行う球技は近代になって開発され、今日では、オリンピック・パラリンピック競技大会においても主要な競技として行われていることについて、言ったり書き出したりしている。 - 球技の各型の各種目において用いられる技術には名称があり、それらを身に付けるためのポイントがあることについて、学習した具体例を挙げている。 - 対戦相手との競争において、技能の程度に応じた作戦や戦術を選ぶことが有効であることについて、学習した具体例を挙げている。 - 球技は、それぞれの型や運動種目によって主として高まる体力要素が異なることについて、学習した具体例を挙げている。	○技能 - ゴール方向に守備者がいない位置でシュートすることができる。 - マークされていない味方にパスを出すことができる。 - 得点しやすい空間にいる味方にパスを出すことができる。 - パスやドリブルなどでボールをキープすることができる。 - ボールとゴールが同時に見える場所に立つことができる。 - パスを受けるために、ゴール前の空いている場所に動くことができる。 - ボールを持っている相手をマークすることができる。 ※ネット型、ベースボール型は省略	- 球技の学習に積極的に取り組もうとしている。 - マナーを守ったり相手の健闘を認めたりして、フェアなプレイを守ろうとしている。 - 作戦などについての話合いに参加しようとしている。 - 一人一人の違いに応じた課題や挑戦及び修正などを認めようとしている。 - 練習の補助をしたり仲間に助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。 - 健康・安全に留意している。

高等学校

単元の評価規準作成のポイント

単元の評価規準作成のポイント：解説の＜例示＞の文末を変換するなどして作成

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
○知識 例示の文末を「～について、言ったり、書き出したりしている」あるいは「～について、学習した具体例を挙げている」に変換するなどして、評価規準を作成する。 ・前者は一般的に認知された科学的な知識を内容とするもので、各学校や教師の指導によって大きな相違がないものに用いている。後者は、学校や生徒の実態に合わせて、指導する教師により取り扱われる内容に相違が予想されるものに用いている。 ○技能 例示の文末を「～ができる」に変換するなどして、評価規準を作成する。	例示の文末を「～している」に変換するなどして、評価規準を作成する。	意思や意欲を育てるといふ情意面の例示に対応し、「～しようとしている」に変換するなどして、評価規準を作成する。 ただし、健康・安全に関する例示については、意欲を持つことにとどまらず実践することが求められているものであることから、「～確保している」に変換するなどして、評価規準を作成する。

独立行政法人 教職員支援機構
新学習指導要領に対応した学習評価（中学校 保健体育科）
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/051.html>

独立行政法人 教職員支援機構
新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価（高等学校 保健体育科）
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/068.html>





WORK 4 +α

「指導したことを、評価する」ためには、適切なタイミングがある。

「技能」及び「主体的に学習に取り組む態度」

技能の獲得、向上や態度の涵養については、一定の学習期間が必要になること、主に観察評価によって評価を行うことから、指導後に一定の学習期間及び評価期間を設けるなどのことが考えられる。

「知識」及び「思考・判断・表現」

「知識」及び「思考・判断・表現」の評価は、主に学習カード等に記述された内容から評価の材料を得る場合が多いことから、指導から期間を置かず評価することが考えられる。さらに、生徒の発言等の観察評価によって得られた評価の材料を加味して評価の妥当性・信頼性等を高める工夫をすることが考えられる。



独立行政法人 教職員支援機構
新学習指導要領に対応した学習評価（中学校 保健体育科）
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/051.html>

独立行政法人 教職員支援機構
新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価（高等学校 保健体育科）
<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/068.html>





WORK 4 +α

学びに向かう力、人間性等の指導内容の具体は、「そのため」の前後に書いてある。

●学びに向かう力、人間性等の指導内容

中学校指導要領（平成29年告示）解説 保健体育 P41

高等学校指導要領（平成30年告示）解説 保健体育 体育編 P39

(3) 学びに向かう力、人間性等を学習する際、公正、協力等の具体的な指導事項が解説で示されているが、例えば、協力の場面や行動の仕方の例などの具体的な知識と、なぜ協力するのかといった協力することの意義などの汎用的な知識を関連させて指導することで、生徒自身の自主性や主体性を促し、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現していく資質・能力の育成を図ることが大切である。

☞協力の場面や行動の仕方の例などの具体的な知識の記述

基本的に、解説文の「そのため、」の前に記載。
いつ・何を・どのように取り組むか記載がある。

☞なぜ協力するのかといった協力することの意義などの汎用的な知識の記述

基本的に、解説文の「そのため、」の後ろに記載。
何のために取り組むか記載がある。

例) 陸上競技 [第1学年及び第2学年]

中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育編 解説P91

分担した役割を果たそうとするとは、練習や競争を行う際に、用具の準備や後片付け、測定結果の記録などの分担した役割に積極的に取り組もうとすることなどを示している。そのため、分担した役割を果たすことは、活動時間の確保につながることやグループの人間関係がよくなることにつながることを理解し、取り組めるようにする。

例) 陸上競技 [第3学年]

中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育編 解説P98

自己の責任を果たそうとするとは、練習や記録会などで、仲間と互いに合意した役割に責任をもって自主的に取り組もうとすることを示している。そのため、自己の責任を果たすことは、陸上競技の学習を円滑に進めることにつながることや、社会生活を過ごす上で必要な責任感を身に付けることにつながることを理解し、取り組めるようにする。

例) 陸上競技 [入学年次の次の年次以降]

高等学校学習指導要領（平成30年告示）保健体育編 解説P91

役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとするとは、練習や記録会及び競技会などを行う際に、仲間と活動を行う上で必要な役割を作ること、仲間と合意した役割を積極的に引き受け、責任をもって自ら取り組もうとすることを示している。そのため、役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとすることは、社会生活を過ごす上で必要な責任感を身に付けることにつながるとともに、持続可能な社会の実現に貢献することにつながることを理解し、取り組めるようにする。

チェックポイント 3

ココまでで、「なるほどな!」「明日の授業で改善してみよう!」と思った事を以下に記入してみましょう。

1
2
3

MEMO

Contents 3では、学びに向かう人間性等の評価について学びました。

また、+αでは、各評価の観点での評価規準の基本的な作成方法について学びました。

さて、ここで「評価」について一つ深めてみましょう。

そもそも評価は、なぜ行う必要があるのでしょうか。



WORK 5

評価とは、何のために行う必要があるのでしょうか。
「～のために行う」に繋がる形で、書き出してみましょう。
ヒント：ワークブックP33

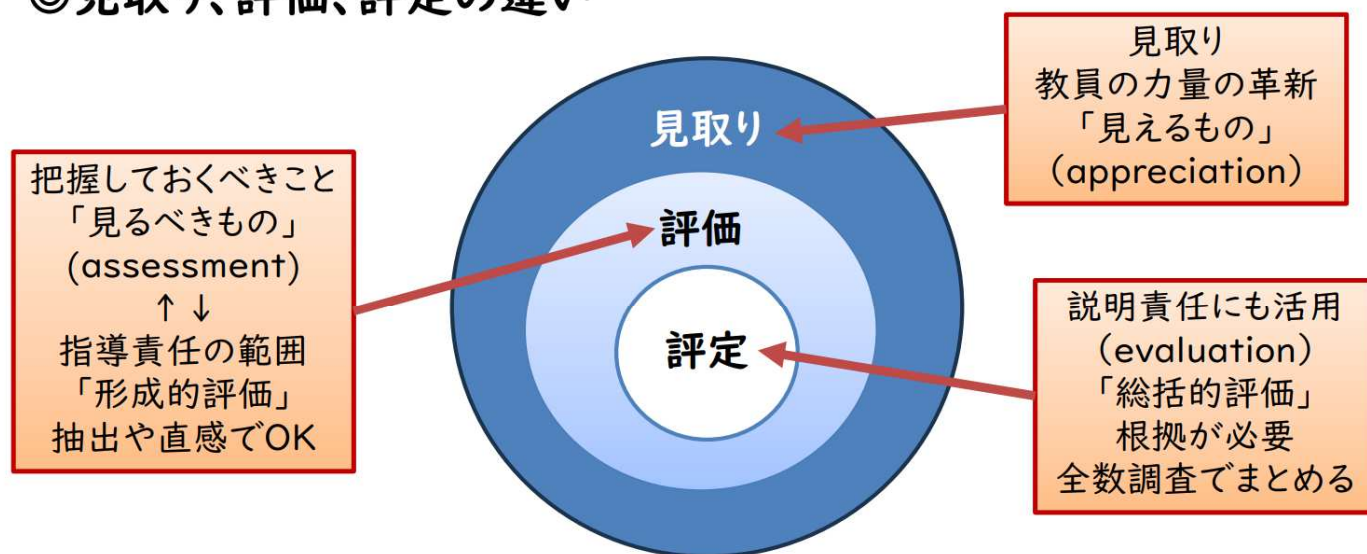
1 評価は	のために行う。
2 評価は	のために行う。
3 評価は	のために行う。
4 評価は	のために行う。
5 評価は	のために行う。



WORK 5 Hint

論点整理内の関連資料には、評価は以下のように整理されています。

◎見取り、評価、評定の違い



(石井英真『中学校・高等学校 授業が変わる学習評価進化論』図書文化、2023年、p.10)

☑ 診断的評価

指導の前の実態を把握するための評価

☑ 形成的評価

指導の途中で、学習や指導を改善するために行う評価

☑ 総括的評価

指導の一区切りごとに、達成状況を把握するために行う評価。成績付けに用いられる。



文部科学省HP

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会（第11回）配付資料 【資料3】 西岡加名恵氏（京都大学）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/184/siryo/mext_00012.html





WORK 5 +α

評価を行うタイミングを単元計画の中で事前に決めておくことが大切。

(指導と評価の一体化)

その際、必ずしも、毎時間評価を行う必要はない。

図3「球技」(ゴール型:サッカー)第1学年における指導と評価の計画の例

単元の目標		指導要領に記載あり										
単元の目標	知識及び技能	次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、球技の特性や(成り立ち)、技術の名称や行い方、(その運動に関連して高まる体力)(など)を理解するとともに、基本的な技術や仲間と連携した動きでゲームを展開することができるようにする。 ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前の攻防をすることができるようにする。										
	思考力、判断力、表現力等	攻防などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。										
	学びに向かう力、人間性等	(球技に積極的に取り組むとともに)、(フェアなプレイを守ろうとすること)、(作戦などについての話し合いに参加しようとする)、(一人一人の違いに応じたプレイなどを認めようとする)、仲間の学習を援助しようとする(など)や、健康・安全に気を配ることができるようにする。										
時		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	授業づくりのポイント
学習の流れ	0	健康観察・本時のねらいの確認・準備運動										・三つの資質・能力の内容をバランスよく指導する。 ・動きの獲得を通して、知識の大切さを一層実感できるようにする。 ・汎用性のある知識を精選した上で、知識の学習を基盤とした学習の充実を図る。 ・ゴール前の空間の攻防をめぐる学習に課題を追求しやすいようにプレイヤーの人数、コート広さ、用具、プレイ上の制限を工夫したゲームを取り入れる。 ・練習やゲームでは、即時にアドバイスをし合うことができるようにし、学習の振り返りで質を高めていく。 ・仲間への助言や安全に留意する意義などの理解と具体的な取り組み方を結び付けて指導する。
	10	オリエンテーション	ボール操作		ボール操作の反復練習				ゲームⅠの修正		最終リーグ戦Ⅱ	
	20	シュートパストラップ	空間に走り込むなどの動き ボールとゴール		課題の確認と解決の練習 ボール 空間に走り込む 課題伝達 役割見付け				最終リーグ戦Ⅰ		単元のまとめ	
	30	ボール慣れゲーム	シュートゲーム ゲーム記録の活用		グリッド突破ゲーム 仲間の即時の助言				簡易ゲームⅠ 人数・コート・ルール等の簡易化			
	40	整理運動・学習の振り返り・次時の確認										
50												
評価機会		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	評価方法
	知	①	(2)	(2)		②						総括的な評価 学習カード 観察 学習カード、観察 観察、学習カード
	技			①		②	③					
	思						②	①		③		
態		②		①								
単元の評価規準	知	①球技には、集団対集団、個人対個人で攻防を展開し、勝敗を競う楽しさや喜びを味わえる特性があることについて、言ったり書き出したりしている。 ②球技の各型の各種目において用いられる技術には名称があり、それらを身に付けるためのポイントがあることについて、学習した具体例を挙げている。										指導要領に記載あり
	技	①ゴール方向に守備者がいない位置でシュートをすることができる。 ②得点しやすい空間にいる味方にパスを出すことができる。 ③ボールとゴールが同時に見える場所に立つことができる。										
	思	①提示された動きのポイントやつまづきの事例を参考に、仲間の課題や出来映えを伝えている。 ②仲間と協力する場面や、分担した役割に応じた活動の仕方を見付けている。 ③仲間と話し合う場面や、提示された参加の仕方に応じて、チームへの関わり方を見付けている。										
	態	①練習の補助をしたり仲間に助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。 ②健康・安全に留意している。										

国立政策研究所

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

中学校 保健体育

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r020326_mid_hokent.pdf



国立政策研究所

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

高等学校 保健体育

https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_hokentaiiku.pdf





現行の学習指導要領では、保健の実技（心肺蘇生法等）は必須であるため、実習を通して技能を評価することが必要になる。

○中学校学習指導要領（平成29年告示）保健体育編 解説P218、222 （下線は追記）

(2) 心身の機能の発達と心の健康

ア 知識及び技能

(イ) 欲求やストレスへの対処と心の健康

① 欲求やストレスとその対処

心の健康を保つには、適切な生活習慣を身に付けるとともに、欲求やストレスに適切に対処することが必要であることを理解できるようにする。

（中略）

また、リラクセーションの方法等を取り上げ、ストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにする。

(3) 傷害の防止

ア 知識及び技能

(イ) 応急手当の意義と実際

① 応急手当の実際

胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにする。

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）保健体育編体育編 解説P206 （下線は追記）

(2) 安全な社会生活

ア 知識及び技能

(イ) 応急手当

① 日常的な応急手当

日常生活で起こる傷害や、熱中症などの疾病の際には、それに応じた体位の確保・止血・固定などの基本的な応急手当の方法や手順があることを、実習を通して理解し、応急手当ができるようにする。

② 心肺蘇生法

心肺停止状態においては、急速に回復の可能性が失われつつあり、速やかな気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、AED（自動体外式除細動器）の使用などが必要であること、及び方法や手順について、実習を通して理解し、AEDなどを用いて心肺蘇生法ができるようにする。その際、複数人数で対処することがより有効であること、胸骨圧迫を優先することについて触れるようにする。なお、指導に当たっては、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、「体育」における水泳などとの関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮するものとする。



現行の学習指導要領では、原則、男女共習が求められている。

中学校学習指導要領解説 P236

高等学校学習指導要領解説 P226

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。

<男女共習ができないと考える理由例>

①男子が物足りないと感じる・遠慮する。女子が委縮する

☞性別による違いではなく、個による違いと捉える
意義の理解を説明し、共生の視点を育む目的を共有する。

②評価が難しい

☞学習指導要領の<例示>を単元の評価項目とするなら、性別差が、評価に直結する記載はされていない。

③接触のある活動ができない

☞グループ編成の配慮、接触のない活動で共習する

【参考】 令和6年度 中学校・高等学校各教科等教育課程研究協議会（令和6年11月22日）
行政説明資料

<共に学ぶ授業をどのように考えるか>

意義の理解



・男女共習が求められる理由
・体育で育成する資質、能力

できることは何か考える



生徒の状況、種目特性
活動場面、健康・安全 など

できることをやってみる



事前指導（仕込み）
雰囲気づくり など

より深い学びとなる活動を考える



生涯にわたって豊かなスポーツライフ
を実現するための学習活動

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現

【参考】 令和6年度 中学校・高等学校各教科等教育課程研究協議会（令和6年11月22日）
行政説明資料

チェックポイント 4

ココまでで、「なるほどな!」「明日の授業で改善してみよう!」と思った事を以下に記入してみましょう。

1
2
3

MEMO

Contents 4では、評価の種類・違いや、タイミングよく評価していくことの重要性を学びました。

さて、いよいよ、学習指導要領の最後のコンテンツです。

「令和の日本型学校教育」に向けて、情報を共有しましょう。



WORK 6

「個別最適な学びと協働的な学び」の実現のためには、どのような活動が想定しうるだろうか。書き出してみましょう。

ヒント：ワークブックP41

「個別最適な学びと協働的な学び」の活動 (学びの主導権を委ねる活動)	障壁になりそうな事柄と 解決方法案



WORK 5 Hint

令和の日本型学校教育は、以下のようにイメージが整理されています。

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（イメージ）



個別最適な学び 「個別最適な学び」：「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念 「個に応じた指導」：「指導の個別化」と「学習の個性化」を教師視点から整理した概念

指導の個別化

- 子供1人1人の特性・学習進度・学習到達度に応じ、
- 教師は必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う。
- ☞一定の目標を全ての子供が達成することを目指し、異なる方法等で学習を進める。
→自ら学習を調整しながら、粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。

学習の個性化

- 子供1人1人の興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、
- 教師は1人1人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う。
- ☞興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げる
→子供自身が学習が最適となるよう調整する

成果を生かす



それぞれの学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげる」



成果を還元

協働的な学び （「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」を充実）

集団の中で個が埋没してしまうことがないよう

- 子供1人1人よい点や可能性を生かし
- 子供同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働する
- ☞異なる考えが組み合わせり、より良い学びを生み出す

参考

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）
中央教育審議会 令和3年1月26日
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf



チェックポイント 5

ココまでで、「なるほどな!」「明日の授業で改善してみよう!」と思った事を以下に記入してみましょう。

1
2
3



WORK 7

チェックポイント①～⑤を確認し、「新しくはじめること」「やめること」「続けること」を記入してみましょう。

新しくはじめること

研修前には行っていなかったことで、新たに取り入れよう、始めようと思うこと

やめること

研修前には行っていたことや使っていた方法だけでも、研修で学びを得たことによって、やめた方が良く気づいたので、やめようと思うこと

続けること

研修前から行っていたことを、使っていた方法で、研修で学んだことと一致していたり、良いことであると確認できたりしたので、継続しようと思うこと

MEMO

学校教育が、学校の定めたカリキュラムに従って生徒が授業を受ける制度である以上、教員は、教えるプロとして、生徒が安全に実習等を行うことができるよう、常に配慮しなければなりません。

Contents 6 では、安全管理と事故防止に関する研修を行います。

令和6年度に保健体育課に寄せられた事故（県立学校/部活動も含む）の種目を見ると、野球・ソフトボール、サッカー、バスケットボールが全体の7割を占めます。

今日は、まず初めに、ベースボール型について、考えてみましょう。



WORK 8

以下は、体育の授業のソフトボールの授業です。
このあと、どのような事故が予見されるか記入してみましょう。
ヒント：ワークブックP48



予見できる事故

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	



WORK 9

WORK 8 で書き出した事故を、どのように予防するか書き出してみましょう。
+ α : ワークブック P49、50

予見される事故	予防方法



WORK 8 Hint

岡山県教育委員会作成の安全教育リーフレットでは、安全配慮義務を以下のように説明しています。

安全配慮義務とは、生徒の身に生じる「**危険を予想**」し、「**けが等の損害の発生を回避するための適切な措置をとる**」べき義務のことです。

例えば、図のように生徒が理科の実験をしている場面での安全配慮義務については、「**予想できる危険**」と「**回避するための措置**」を次のように考えることができます。



【予想できる危険】の例

- ⚠ 化学反応で発生した気体により、体調不良になるかもしれない。
- ⚠ 実験器具が転倒し、引火したり薬品が手に付着したりして、負傷するかもしれない。

【けが等を回避するための措置】の例

- ➕ 保護メガネを装着し、窓を開ける等十分な換気をする。
- ➕ 机上には、実験に必要な教材のみを準備する。

安全配慮義務上 重要になる視点

□活動計画に無理はないか(準備運動/難易度/発達段階など)

□服装・物品・施設は安全な状態か

□生徒の能力等の把握(技の習熟度の確認など)

□生徒の健康状態の把握(指導前・指導中・指導後)

□指導上の注意は適切か(約束事〈場所やルール〉の内容・伝え方)

岡山県教育委員会 安全教育リーフレットより改変



岡山県教育委員会
安全教育リーフレット

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/772886_7169802_misc.pdf





WORK 9 +α

これからの時期は、熱中症や落雷事故にも気を付ける必要があります。

< 熱中症 >

令和6年度岡山県教育庁保健体育課の通知では、以下のようなお願いをしています。

- それほど高くない気温（25～30℃）の時期から適切な措置を講ずること。
- 活動前や活動中に活動場所のWBGTの計測を行い、31以上の場合は原則運動を中止すること。
- 教室等の温度は28℃以下（エアコンの設定温度ではない。）となるよう配慮すること。
- 学校閉庁期間明けの部活動などにおいて、熱中症の救急搬送が多数報告されている事を踏まえ、適切な措置を講ずること。
- 朝食の欠食や睡眠不足などの生活習慣の乱れが原因と思われる体調不良が発生していることから、活動前の健康観察を十分に行うこと。

< 熱中症に関する参考資料 >

●学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm



●競技者のための暑熱対策ガイドブック(前半)

https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu_2-23pp.pdf



●競技者のための暑熱対策ガイドブック（後半）

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu-24-43pp.pdf>



●競技者のための暑熱対策ガイドブック 実践編

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/Portals/0/resources/jiss/jigyoku/pdf/shonetsu2.pdf>



岡山県教育委員会HP 熱中症の予防について

<https://www.pref.okayama.jp/page/917640.html>





WORK 9 +α

これからの時期は、熱中症や落雷事故にも気を付ける必要があります。

< 落雷 >

令和7年度岡山県教育庁保健体育課の通知では、以下のようなお願いをしています。

- ① 屋外での体育活動等において、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認する。
- ② 天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずる。
- ③ 指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意する。
- ④ 児童生徒等においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出るよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導する。
- ⑤ 登下校中の対応についても留意する。
- ⑥ 落雷の兆候やそれに係る対応等
 - ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する。
 - ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある。
 - ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する。

(参考) ナウキャスト

事前に天気予報を確認する場合は、気象庁HPで提供される「ナウキャスト」を活用するなど、効果的な情報収集に努めることが大切です。



気象庁ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#lat:37.640335/lon:142.855225/zoom:6/colordepth:deep/elements:thns>

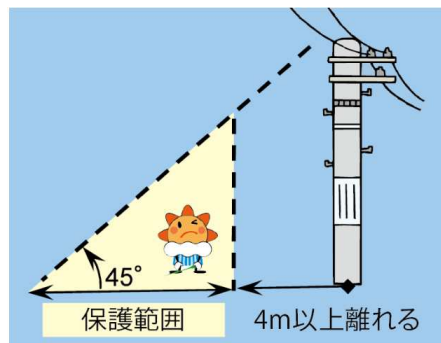


(参考) 安全な空間に避難できない場合の対応

近くに安全な空間が無い場合は、電柱、煙突、鉄塔、建築物などの高い物体のてっぺんを45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れたところ（保護範囲）に退避します。高い木の近くは危険ですから、最低でも木の全ての幹、枝、葉から2m以上は離れてください。姿勢を低くして、持ち物は体より高く突き出さないようにします。

雷の活動が止み、20分以上経過してから安全な空間へ移動します。

なお、保護範囲に退避していても、落雷地点の近くで座ったり寝ころんでいたりしていると、地面に接触している身体の部分に、しびれ、痛み、ヤケドが発生し、ときには歩けなくなることがあります。



文・イラスト出典：気象庁HP



気象庁HP 雷から身を守るには

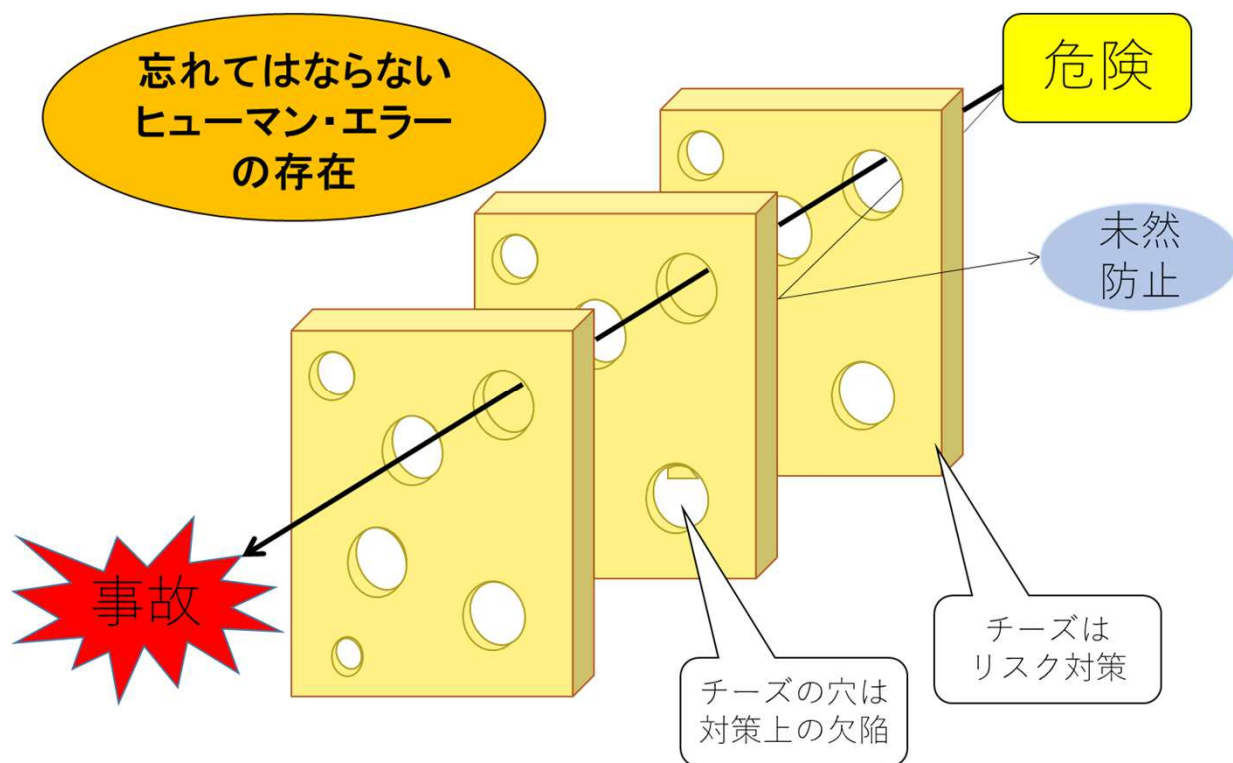
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/toppuu/thunder4-3.html>





WORK 10

リスクを管理し、事故の発生を予防するには、スイスチーズモデルが有益であると考えられます。学校現場においてチーズ（リスク対策）になり得るものは何があるか書き出してみましよう。





万一事故が発生した場合、直ちに校内外の救急体制が機能するよう、教職員の役割をあらかじめ明確にしておく必要がある。

①応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・意識を失った時点で、他の教職員に**救急車出動を要請**し、管理職へ報告する。
- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・救急車が到着した際に、**既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。**
- ・現場に残った教職員は、他の生徒の不安を取り除き、練習を中止するなど適切な指示を行うとともに現場を保存する。

②危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・**記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。**
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応には管理職が当たり、窓口を一本化する。

③保護者への対応

- ・保護者（加害・被害がある場合はその両方）に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明する。
- ・**管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。**
- ・生徒の容態等が安定した後、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

④関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後適宜、状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

⑤その他

- ・学校は事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故原因について究明し、生徒や保護者へ説明する。また、教育委員会へ文書で事故報告を行い、事故の原因をもとに、事故防止対策等を見直し、今後の再発防止に取り組む。

（参考）岡山県教育委員会「危機管理マニュアル」(平成26年)



岡山県教育委員会 学校部活動指導資料

https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/604890_9287604_misc.pdf



MEMO
